

友好祭ニユース

NO-6
1957.6.26

第六回世界青年学生平和
友好祭実行委員会
東京日本桥区本町一丁目
交通公社内
第九

旅券獲得全国会議開かる

友好祭ニユースNO5で明らかなるように、外務省は代表団員を五十名にしぼるといふ意向を表明して以来、二回にわたる外務省との接巻を行ったが、その後特に情勢の変化はみられぬ。このようなるなかで常任実行委員会は二十一日、二十二日、二十三日と連日持たれ二十三日に旅券獲得対策のための会議を八平和友好祭旅券獲得全国会議の名のもとに午後六時から芝公会堂で、およそ二百名を集めて行われた。

なほこの会議は二十一日の常任実行委員会に於て決定されたもので、東京及び近県の代表団員を中心に運進あるいは電報で招請したものであり、期日の関係で東京に遠い地方には招請が送られていない。

くわしい情勢については、友好祭ニユースNO5と共に送られた当日の公議案を讀んでいただきたいが基本的態度と具体的行動方針を次につけてくわえておく。

基本的態度

- ① 現在の外務省の態度については全面的に拒否する。
- ② 全代表団は常任実行委員会の方針に従い一致した団結をもって、あくまで全員五百名の渡航実現のため、旅券交渉に具体的行動に立上る。

具体的行動方針

(1) 争務局体制の強化

- 1 日本交通公社内にある、友好祭争務局は一般争務を中心として進める。旅券については諸文法争務は渡航交渉本部に主として行わせる。
- 2 専任争務員一名の増員を行い、人件費は、特別会計(カンパ)で処理することと考慮する。

(2) 渡航交渉本部の設定と編成

- 1 渡航交渉本部を六月二十四日以降旅券獲得まで次に設ける
(場所) 未定
- 2 渡航交渉委員を二十名程度とする
(電話) 当面争務局に連絡し、その日の集合場所を定める
- 3 全常任委員のほか特に代表団を中心にして各地区、団体から選出される
- 3 渡航交渉委員代表を常任実行委員中より一名決定する
- 4 渡航交渉委員は六月二十五日以降連日二名以上が本部に常駐する(別紙割当)
- 5 東京在住ならびに関東近辺の参加者は別表割当に従い六月二十五日以降二十九日まで毎日三〇名以上各人一日以上が本部に参集し行動をとる。
- 6 情宜担当のスポクスマン二名を決定する

(3) 交渉資金について

全代表は各人が旅券獲得のため特別カンパを行い、交渉資金特別会計を設定する。金額は今後常任実行委員会で検討して決定する(但し、この件については、今右の実行

委員会でも更に検当するべきである)

(4) 当面の重卓交渉

1 全大臣との会見陳情特に外務、法務、大蔵 には特殊的に重卓をおくことは当然である

2 外務省等関係各省への陳情の強化

3 全国会議員の陳情の強化 (特に帰省議員に地方実行委から要請し協力をお願いし、できたら、賛助の署名を得る)

4 自民党青年部、社会党青年部ら及び両党三役に対して協力要請を早急に行う。

5 総評、官公労等主要労組本部、関係各団体から協力行動が行われるよう要請する。

6 地方実行委員会に対しては、衆参両院の外務委員ら及び帰省議員の賛成署名をうることを重卓に行動の指示を怠す。

7 行政訴訟等法律論による交渉体制をかためるため、社会党外務委員又は弁護士団に協力を要請し早急に対策をたてる (穂積七郎、古屋貞雄内等)

8 モスクワの国際準備会本部に連絡し協力を求める

9 別紙声明を内外に発表し、石井外相代理 自民党、社会党に陳情する

(5) 全体実行委員会との関連について

1 七月一日全体実行委員会を緊急に開催し以上の方針の確認を遂、さらに一日以降の交渉体制をかためる。

2 七月五日全代表団五百名を集結させる方針を再確認し、さらに大規模な交渉に発展させる。

以上の他に、既に送付された声明の他、外務、法務、大蔵省三省への要請決議がなされ、又特に愛知代表からの提案により、この「全代表者会議」の名により、全代表団員に七月一日の実行委員会の日に、五日結集をはやめることを呼びかけることが確認された。

お願い

1 六月十四日の第五回実行委の際のアンケートを至急事務局あて集中していただきたい。

2 七月五日からの東京滞在の際の宿舍の申込みも送附されている用紙により至急事務局あて返送のこと

なお費用は一日六〇〇円程度